

久慈市水防計画



久慈市

久慈市水防計画追録加除整理一覧表

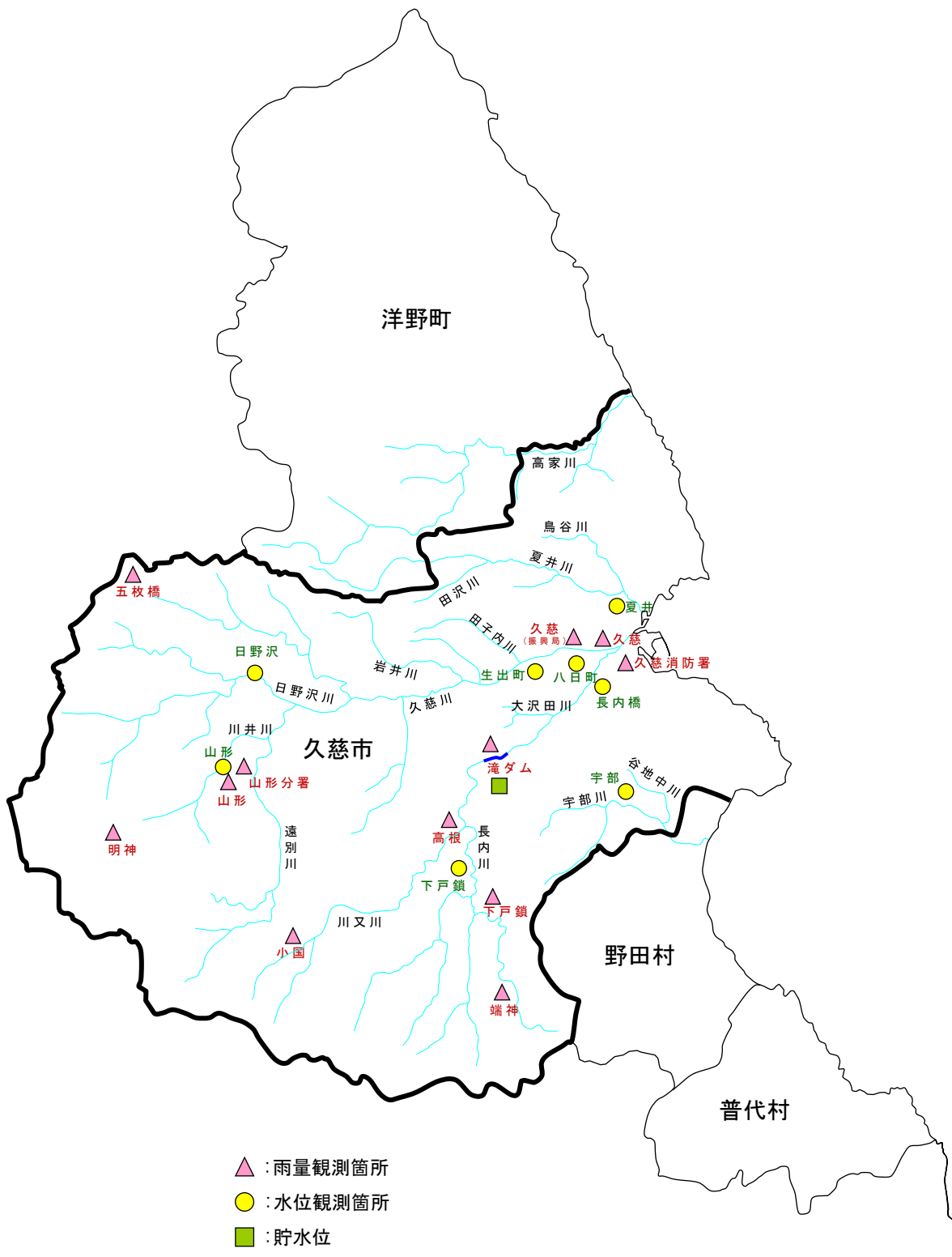
追録の加除整理をされたときは、必ず、その追録号数、内容現在年月日及び加除整理年月日をこの表に記入し、押印してください。

台本 平成22年2月2日 現在

| 追録号数 | 内容現在 | 加除整理 | 整理者印 |
|------|------------|-------|------|
| 第1号 | 平成25年3月25日 | 年 月 日 | |
| 第2号 | 平成26年2月21日 | 年 月 日 | |
| 第3号 | 平成27年3月26日 | 年 月 日 | |
| 第4号 | 平成28年3月25日 | 年 月 日 | |
| 第5号 | 平成29年3月24日 | 年 月 日 | |
| 第6号 | 平成30年3月2日 | 年 月 日 | |
| 第7号 | 平成31年3月12日 | 年 月 日 | |
| 第8号 | 令和2年3月27日 | 年 月 日 | |
| 第9号 | 令和3年3月25日 | 年 月 日 | |
| 第10号 | 令和4年3月25日 | 年 月 日 | |
| 第11号 | 令和5年3月9日 | 年 月 日 | |
| 第12号 | 令和6年3月21日 | 年 月 日 | |
| 第13号 | 令和7年3月12日 | 年 月 日 | |

| 追録号数 | 内 容 現 在 | 加 除 整 理 | 整理者印 |
|------|-----------|---------|------|
| 第14号 | 令和8年3月13日 | 年 月 日 | |
| 第15号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第16号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第17号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第18号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第19号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第20号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第21号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第22号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第23号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第24号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第25号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第26号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第27号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第28号 | 年 月 日 | 年 月 日 | |

雨量、水位観測箇所図



別表5 - 1 雨量、水位の観測箇所 P65参照

<目次>

| | | |
|------------|---------------------------------|-----------|
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 1.1 | 計画の目的 | 1 |
| 1.2 | 計画の性格 | 1 |
| 1.3 | 用語の定義 | 1 |
| 1.4 | 水防の責任 | 4 |
| 1.5 | 津波における留意事項 | 4 |
| 1.6 | 安全配慮 | 4 |
| 第2章 | 水防組織 | 5 |
| 2.1 | 市の水防組織 | 5 |
| 2.2 | 久慈市水防本部 | 5 |
| 2.3 | 久慈市消防団の任務 | 5 |
| 2.4 | 県の水防組織 | 5 |
| 2.5 | 県水防本部並びに県北広域振興局土木部水防隊への連絡 | 5 |
| 2.6 | 執務時間外における連絡 | 6 |
| 第3章 | 重要水防箇所 | 7 |
| 3.1 | 重要水防箇所..... | 7 |
| 3.2 | 重要水防区域..... | 7 |
| 第4章 | 予報及び警報 | 8 |
| 4.1 | 気象庁が行う予報及び警報..... | 8 |
| 4.2 | 水位周知河川における水位到達情報..... | 8 |
| 4.3 | 水防警報..... | 9 |
| 4.3.1 | 洪水時の河川に関する水防警報..... | 9 |
| 4.3.2 | 津波に関する水防警報..... | 10 |
| 4.4 | 水位周知下水道等の指定時の対応..... | 11 |
| 第5章 | 雨量・水位等の観測、通報及び公表 | 12 |
| 5.1 | 雨量、水位の観測所..... | 12 |
| 5.2 | 雨量、水位の通報..... | 12 |
| 5.3 | 雨量、水位の公表..... | 12 |
| 5.4 | 危機管理型水位計による水位の観測..... | 12 |
| 第6章 | 気象予報等の情報収集 | 14 |
| 6.1 | 気象情報..... | 14 |
| 6.2 | 気象広報..... | 15 |
| 第7章 | ダム・水門等の操作 | 16 |
| 7.1 | 滝ダムの操作・放流連絡..... | 16 |
| 7.2 | 樋門、樋管並びに水門等の操作..... | 16 |
| 7.2.1 | 樋門、樋管並びに水門等の操作..... | 16 |
| 7.2.2 | 樋門、樋管..... | 16 |
| 7.2.3 | 水門等..... | 16 |
| 第8章 | 通信連絡 | 17 |
| 8.1 | 通信連絡..... | 17 |

| | | |
|-------------|---|-----------|
| 8.2 | 緊急連絡 | 17 |
| 8.3 | 伝令 | 17 |
| 第9章 | 水防施設及び輸送 | 18 |
| 9.1 | 資器材の整備 | 18 |
| 9.2 | 輸送の確保 | 18 |
| 第10章 | 水防活動 | 19 |
| 10.1 | 巡視及び警戒 | 19 |
| 10.2 | 警戒区域の指定 | 19 |
| 10.3 | 避難指示等 | 20 |
| 10.3.1 | 避難指示等の発令 | 20 |
| 10.3.2 | 避難のための立退き | 20 |
| 10.4 | 堤防異常の報告、警戒、出動及び水防活動開始 | 20 |
| 10.4.1 | 堤防異常の報告 | 20 |
| 10.4.2 | 警戒、出動及び水防活動開始 | 20 |
| 10.5 | 決壊・漏水等の通報及びその後の措置 | 21 |
| 10.5.1 | 決壊・漏水等の通報 | 21 |
| 10.5.2 | 決壊等後の措置 | 21 |
| 10.6 | 救助 | 21 |
| 第11章 | 水防信号、優先通行標識等 | 22 |
| 11.1 | 水防信号 | 22 |
| 11.2 | 優先通行標識 | 22 |
| 11.3 | 身分証票 | 22 |
| 第12章 | 協力及び応援 | 23 |
| 12.1 | 河川管理者の協力 | 23 |
| 12.2 | 水防管理団体相互の応援及び相互協定 | 23 |
| 12.3 | 自衛隊の派遣要請 | 23 |
| 第13章 | 費用負担と公用負担 | 24 |
| 13.1 | 費用負担 | 24 |
| 13.2 | 公用負担 | 24 |
| 13.2.1 | 資器材及び土地の使用、収用 | 24 |
| 13.2.2 | 公用負担命令権限証 | 24 |
| 13.2.3 | 公用負担命令票 | 24 |
| 第14章 | 水防報告等 | 25 |
| 第15章 | 水防訓練 | 26 |
| 第16章 | 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 | 27 |
| 16.1 | 洪水等対応 | 27 |
| 16.1.1 | 浸水想定区域の指定時の対応 | 27 |
| 16.1.2 | 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 | 27 |
| 16.1.3 | 洪水・内水・高波ハザードマップ | 27 |
| 16.1.4 | 予想される水災の危険の周知等 | 28 |

| | | |
|-------------|---|-----------|
| 16.1.5 | 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画 の作成等..... | 28 |
| 16.2 | 津波対応..... | 28 |
| 16.2.1 | 市地域防災計画の拡充..... | 28 |
| 16.2.2 | 津波ハザードマップの作成・周知..... | 28 |
| 16.2.3 | 避難促進施設に係る避難確保計画..... | 29 |
| 第17章 | 水防協力団体..... | 30 |
| 17.1 | 水防協力団体の指定..... | 30 |
| 17.2 | 水防協力団体の業務..... | 30 |
| 17.3 | 水防協力団体の消防団等との連携..... | 30 |
| 17.4 | 水防協力団体の申請・指定及び運用..... | 30 |
| 第18章 | その他..... | 31 |
| 18.1 | 水防功労者推薦..... | 31 |
| 18.2 | 公務災害補償..... | 31 |
| | | |
| 別表..... | | 32 |
| | | |
| 資料..... | | 97 |

久慈市水防計画

第1章 総 則

1.1 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事から指定された指定水防管理団体たる久慈市が、法第33条第1項の規定に基づき、久慈市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 計画の性格

- ① この計画は、法第7条第1項の規定に基づいて作成されている「岩手県水防計画」に応じて策定するものである。
- ② 市域にかかる防災に関する事項は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づいて作成されている「久慈市地域防災計画」に定めるところであるが、1.1に規定する計画の目的に対応するため、その固有な事項についてこの計画を「久慈市水防計画」として策定するものである。
- ③ この計画に関して必要な事項については、「岩手県水防計画」及び「岩手県主要河川重要水防箇所図」並びに「久慈市地域防災計画」の定めるところによる。

1.3 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(6) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(7) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(8) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(9) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(11) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(12) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては避難判断水位、氾濫注意水位（警戒水位）への到達情報、水位周知河川または水位周

知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(17) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(18) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(19) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(23) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災に

よる被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(24) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(25) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

1.4 水防の責任

久慈市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動がとれないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

久慈市は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団等水防活動従事者自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団等水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

また久慈市長は、消防団員等水防活動従事者自身に配慮した水防計画を定めなければならない。

津波に対する各海岸における消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針を次のとおり定める。

【消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針】

- 1) 「久慈広域消防職・団員の津波に対する安全管理マニュアル」に基づく、安全確保対策を推進する。
- 2) 同マニュアルに基づき、活動可能時間を「津波到達予測時間15分前」までとする。

第2章 水防組織

2.1 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）の恐れがあると認められるときから水害等の恐れがなくなると認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

ただし、久慈市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

2.2 久慈市水防本部

久慈市水防本部（以下「水防本部」という。）は、総務部防災危機管理課（久慈市防災センター）に置き、その組織は「久慈市災害警戒本部」によるものとする。

なお、関係各課の防災活動においては、所管の情報収集のほか必要な応急対策の実施に当たるものとする。

また、台風等風水害時においては、防災行動計画（タイムライン）に従って防災関係機関と連携し行動するものとする。

【市の活動体制 別表2-1】

【台風等風水害時タイムライン 別表2-2】

2.3 久慈市消防団の任務

水防団は、久慈市にあつては、久慈市消防団（以下「消防団」という。）が兼務する。

消防団は、法第5条第3項の規定により水防管理者の所轄の下に行動するものとし、各分団長は、その地区河川海岸の「水防担当区域」を巡視警戒し、常にその状況を把握するとともに、水防事務を迅速に処理し得るよう情報、水量、その他必要と認められる水防に関する一切の事項を適時消防団長及び水防本部に報告し、必要な指示を受け、水防工法の実施、避難立退の指示・誘導、救助等の水防活動に従事するものとする。

ただし、各分団長は事態が急を要し、本部の指示を受けるいとまがないときは、時機を失せず、必要な措置をとるものとする。

【久慈市消防団組織図 別表2-3】

【水防担当区域 別表2-4】

2.4 県の水防組織

(1) 県水防本部

県土整備部河川課 電話019-629-5901（河川海岸担当）

(2) 県北広域振興局土木部水防隊

県北広域振興局土木部 電話 53-4990（代）

2.5 県水防本部並びに県北広域振興局土木部水防隊への連絡

県水防本部への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事

項は、県北広域振興局土木部水防隊に連絡するものとする。

ただし、危険が切迫していると認められるとき、または破堤のために避難を要する等の場合は、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

| | | |
|--------------|----|--------------|
| 久慈警察署 | 電話 | 0194-53-0110 |
| NHK盛岡放送局 | 電話 | 019-626-8826 |
| (株)IBC岩手放送 | 電話 | 019-623-3141 |
| (株)テレビ岩手 | 電話 | 019-624-9012 |
| (株)岩手めんこいテレビ | 電話 | 019-656-3303 |
| (株)岩手朝日テレビ | 電話 | 019-629-2901 |
| (株)エフエム岩手 | 電話 | 019-625-5514 |

2.6 執務時間外における連絡

執務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達について、水防本部は速やかに「執務時間外連絡系統図」により水防関係者へ連絡するものとする。

【執務時間外連絡系統図 別表2-5】

第3章 重要水防箇所

3.1 重要水防箇所

市内河川海岸の内、特に危険と認められる「重要水防箇所」の河川区域及び「高潮警戒区域」について、巡視警戒を厳重にする水防態勢とする。

【重要水防箇所評定基準（県管理） 別表3-1】

【重要水防箇所 別表3-2】

【高潮警戒区域 別表3-3】

3.2 重要水防区域

重要水防箇所以外の河川海岸区域とする。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び岩手県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準は、別表4-1のとおりである。

【予報及び警報 別表4-1】

4.2 水位周知河川における水位到達情報

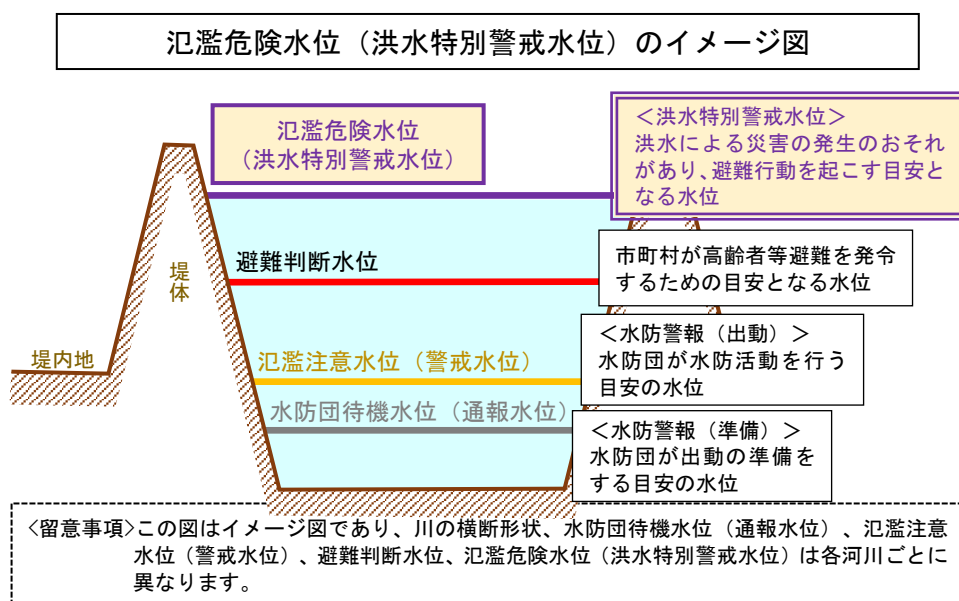
岩手県知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）及び避難判断水位に達したときは、その旨が関係機関に通知されるとともに、必要に応じて報道機関から周知される。

水位到達情報の通知を行う河川名、区域等は、「岩手県知事が行う水防警報」のとおり（担当機関：県北広域振興局土木部）であり、その際の伝達系統は、「岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図」のとおりである。

また、水位周知河川において、避難判断水位を超過又は超過のおそれがある場合には、県北広域振興局土木部より水防管理者等に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報が直接電話連絡（ホットライン）により通知される。

【岩手県知事が行う水防警報 別表4-2】

【岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図 別表4-3】



4.3 水防警報

4.3.1 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 県が行う水防警報

法第16条の規定により、岩手県知事が指定した河川について水防警報が発せられたときは、法第16条第3項の規定により直ちにその警報事項が水防管理者その他水防関係機関に通知される。

水防警報を行う河川名、区域、基準観測所等は「岩手県知事が行う水防警報」とおり（担当機関：県北広域振興局土木部）であり、その際の伝達系統は、「岩手県知事が行う水防警報情報の伝達系統図」とおりである。

なお、水防管理者は、水防警報が発せられたときは、法第17条の規定により、消防団を出動させ、または出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域の住民等に周知するものとする。

【岩手県知事が行う水防警報 別表4-2】

【岩手県知事が行う水防警報 伝達系統図 別表4-3】

(2) 県が行う水防警報の種類及び発表基準

岩手県が水防計画で定める「水防警報の種類及び発表基準」は次のとおりである。

| 種類 | 内容 | 発表基準 |
|----|---|--|
| 待機 | 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめるうことはできない旨を警告するもの。 | 県が行う水防警報においては、待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり待機の必要があると認められたとき。 |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動の準備を行う。 | 準備水位に達し、なお上昇の恐れがあり準備の必要があると認められたとき。 なお、県が行う水防警報については、「待機」と同時に発表するものとし、上記準備水位に達した場合に、「待機」から「準備」に移行するものとする。 |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動 | 出動水位に達し、なお上昇の恐れがあり出動の必要があると認められたとき。 |

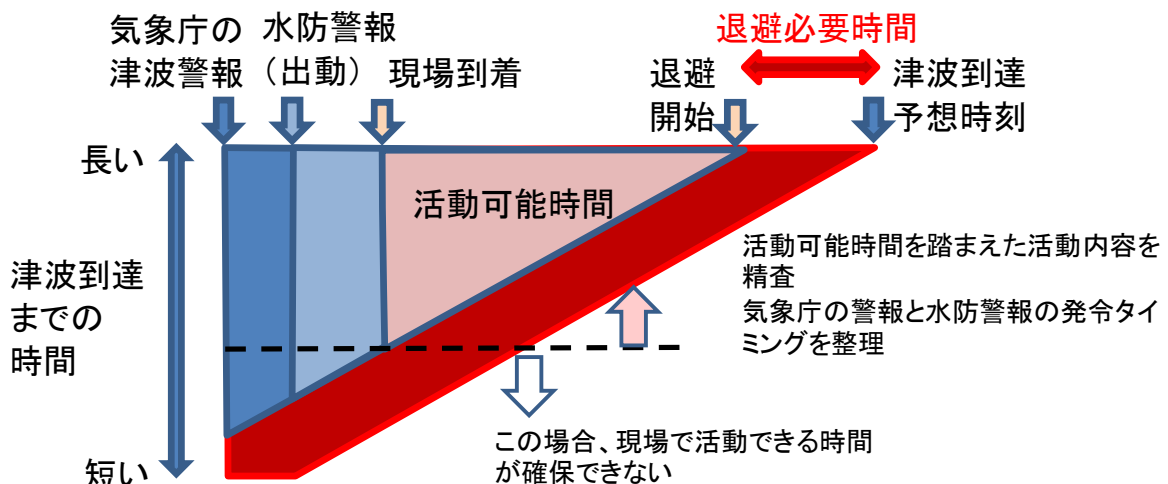
| | | |
|----|---|---|
| | を実施する。 | |
| 解除 | <p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p> <p>別途水防管理者が定める水防計画に則り、水防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。</p> | <p>県が行う水防警報においては、出動水位以下に下降したとき。</p> <p>または、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p> |

4.3.2 津波に関する水防警報

法第16条の規定により、岩手県知事が指定した海岸・河川についての津波水防警報については、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報に応じて、次のように発令されたとみなす。

| 種類 | 内容 | 発令基準 |
|----|--|---|
| 出動 | <p>消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.6に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を閉鎖する。</p> <p>また本計画に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。</p> | <p>大津波警報発表</p> <p>津波警報発表</p> <p>津波注意報発表</p> |
| 解除 | <p>消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（1.6に記載）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を開放する。</p> <p>また本計画に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。</p> | <p>大津波警報解除</p> <p>津波警報解除</p> <p>津波注意報解除</p> |

(※令和7年6月1日現在、法第16条に基づき岩手県知事が指定した海岸・河川はない)



なお、活動可能時間に関しては、平成25年3月21日付け久本消第1115号にて久慈広域連合消防本部消防長より通知の「久慈広域消防職・団員の津波に対する安全管理マニュアル」に基づき、「津波到達予測時間15分前」までとする。

避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a. 消防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
- b. 消防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動内容の精査・重点化
- d. 消防団員の避難手段や避難経路の確認

4.4 水位周知下水道等の指定時の対応

水防管理者は、水位周知下水道の指定があった場合あるいは指定を行った場合及び、水位周知海岸の指定があった場合は、情報伝達等必要な対応方法を本計画に定めるものとする。

第5章 雨量・水位等の観測、通報及び公表

5.1 雨量、水位の観測所

市内の雨量及び水位の観測所は、「雨量、水位の観測箇所」のとおり。

【雨量、水位の観測箇所 別表5-1】

5.2 雨量、水位の通報

「雨量、水位の観測箇所」の備考欄に「通」と記載されている観測所において、水防警報の対象となる水位観測所以外のものについて警戒水位に達した時、県北広域振興局土木部は水防管理団体へ当該水位観測所が警戒水位を超過した旨をFAX等により通報し、送達を確認する（水防警報の対象となる水位観測所においては、水防警報に替える）。ただし、岩手県河川情報システム及びいわてモバイルメールによりメールにて通報される場合は、それに替えることができる。

その後については、雨量、水位とも岩手県河川情報システム及び携帯電話版岩手県河川情報ホームページ（以下、「岩手県河川情報ホームページ等」という。）に掲載することにより、岩手県から関係機関及び地域住民へ通報するものと見なす。される。ただし、回線途絶等の事情により岩手県河川情報ホームページ等に観測値を掲載できないときは、以下の基準で関係機関に通報される。

なお、雨量、水位の通報は、「雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図」による。

（1）雨量

前24時間雨量が50mmに達したときに通報を始め、前3時間雨量が5mm以下になったときは通報を中止して差支えない。通報は原則として3時間毎とするが、1時間雨量が10mm以上の場合は毎時通報とする。

（2）水位

水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときに通報を始め、これに下がるまで通報を続ける。通報は原則として1時間毎とする。

【雨量、水位の観測箇所 別表5-1】

【雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図 別表5-2】

5.3 雨量、水位の公表

「雨量、水位の観測箇所」の備考欄に「公」と記載されている観測所において、原則ホームページ等への掲載により公表される。公表時間間隔は1時間間隔を原則とするが、洪水等において各管理者の判断により短くすることがある。

・岩手県河川情報システム

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

https://kasen3.pref.iwate.jp/simple_gamen/tml/Top.html（簡易）

【雨量、水位の観測箇所 別表5-1】

5.4 危機管理型水位計による水位の観測

・危機管理型水位計による水位観測所

市内の危機管理型水位計による水位観測所は、「危機管理型水位計による水位の

観測箇所(岩手県管理分)」のとおり。

【危機管理型水位計による水位の観測箇所(岩手県管理分) 別表5-3】

第6章 気象予報等の情報収集

6.1 気象情報

盛岡地方気象台から発せられる気象予報・警報等は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また、NTT東日本株式会社から警報事項が、水防管理団体並びに久慈広域連合消防本部へ連絡される。

その他に水防本部及び消防団は、テレビ・ラジオ放送、インターネット（下記ホームページ、いわてモバイルメールサービス等）等あらゆる手段を通じて気象情報、水防に関する情報を把握するものとする。

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、ウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

・気象庁

①あなたの街の防災情報

https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=0320700

②気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

③アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

④雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

⑤洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

⑥浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

⑦盛岡地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/morioka/>

(2) 雨量・河川水位 ※(携)は携帯電話対応のホームページ

・岩手県：岩手県河川情報システム

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

(携) <https://kasen2.pref.iwate.jp/iwateT/servlet/Gamen1Servlet>

・青森県：青森県河川砂防情報提供システム

<http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

(携) <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/>

(スマートフォン) <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/>

・国土交通省機関共通：国土交通省【川の防災情報】

<http://www.river.go.jp/>

(国土交通省機関における上記以外の公表手段)

・岩手河川国道事務所：岩手河川国道事務所ホームページ

<http://www2.thr.mlit.go.jp/iwate/bousai/kitakami/index.html>

(携) <http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/>（「北上川情報」メニュー）

- ・北上川ダム統合管理事務所：北上川ダム統合管理事務所ホームページ
<http://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>
(携) <http://keitai.thr.mlit.go.jp/kitakato/mobile>
- ・青森河川国道事務所：青森河川国道事務所ホームページ
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/camera/camera.html>

(3) 潮位・波高

- ・国土交通省
リアルタイム・ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC版】 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

6.2 気象広報

6.1による警報事項、気象予報・警報等の連絡があったとき及び第4章の水防活動が必要とする予報及び警報の通知を受けたとき、または上流の状況により増水のおそれがあるときは、水防管理者は消防団及び県北広域振興局土木部水防隊、久慈警察署等の水防機関との連絡を行うとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民及び関係機関に周知するものとする。

【気象広報伝達系統図 別表6-1】

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 滝ダムの操作・放流連絡

滝ダムの操作、または放流する場合について、滝ダム操作規則及び滝ダム操作実施要領等に定めるところにより、県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所から事前にその旨が関係機関に通報され、貯水池の状況その他必要な事項等は随時連絡通知される。

また、異常洪水時防災操作の実施等に係る情報が、県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所より水防管理者等に対し、直接電話連絡(ホットライン)により通知される。

【堰堤門扉連絡系統図(滝ダム) 別表7-1】

7.2 樋門、樋管並びに水門等の操作

7.2.1 樋門、樋管並びに水門等の操作

樋門、樋管並びに水門を管轄する分団により操作するものとする。

【河川水門一覧 別表7-2】

【海岸水門一覧 別表7-3】

7.2.2 樋門、樋管

各分団長は樋門、樋管箇所の小河川、下水溝の増減水の状況により、消防団長及び水防本部の指示に従い処置を講ずるとともに、開閉の都度水防本部へ速報するものとする。

ただし、急を要する場合は分団長において臨機の処置を講ずるものとする。

水防本部においては、県北広域振興局土木部水防隊に速報するものとする。

7.2.3 水門等

① 洪水、津波時又は高潮時等における水門等の開閉は、予め県北広域振興局水防隊と協議を行い、開閉の都度、同水防隊へ速報するものとする。

② 高潮の際における門扉、水門等の操作は、各海岸水門の管理担当分団によるものとし、操作についての連絡は、「操作連絡系統図」のとおりとする。

【高潮の際における門扉、水門等操作連絡系統図 別表7-4】

第8章 通信連絡

8.1 通信連絡

関係機関相互間の通信連絡は、主として電話により行うこととする。

その他あらゆる通信施設を最高度に活用し、通信連絡に万全を期するものとする。

【水防関係機関電話番号一覧 別表8-1】

8.2 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。

8.3 伝令

近距離及び電話不通時等の連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置場所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両その他の施設を配置するものとする。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 資器材の整備

【水防用備蓄器具、資材一覧 別表9-1】

9.2 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理者は、県北広域振興局土木部長との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくよう努めるものとする。

また、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して次のような輸送経路図を作成して県北広域振興局土木部長に提出しておくのが望ましい。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第10章 水防活動

10.1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防団長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

水防管理者等は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められ非常配備体制を敷いたときは、河川、海岸等の監視及び警戒（高潮においては高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して）をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な個所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異状を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県北広域振興局土木部水防隊及び河川等の管理者に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.5に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋りょうその他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.2 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.3 避難指示等

10.3.1 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

水防管理者は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命・身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難指示等を発令し、避難のための立退きを指示する。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置

避難のための立退きを行うことが、かえって人の生命・身体に危険が及ぶおそれがあるとき、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

(3) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令については「久慈市避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき判断すること基本として、現地の状況や気象庁等からの各種情報の内容を総合的に勘案する。

10.3.2 避難のための立退き

分団長は、堤防巡視中急激に増水し、または著しい事態の悪化のおそれがあり、危険が切迫しているときは、直ちに水防管理者及び消防団長に報告し、水防管理者の命令により必要と認める地域の住民に対し、避難及び立退を指示（報告のいとまがないときは分団長において）することができるものとする。

水防管理者は、その地域の住民に対し立退を指示する場合には、久慈警察署長にその旨を通知する。

分団長は、「指定緊急避難場所等」に避難誘導するものとする。

立退指示方法はサイレン、警鐘、自動車、電話、放送、防災行政無線又は駆足連呼等、迅速かつ確実に住民に徹底する方法により周知するものとする。

【指定緊急避難場所等一覧 別表10-1】

10.4 堤防異常の報告、警戒、出動及び水防活動開始

10.4.1 堤防異常の報告

次の場合は、水防管理者は直ちに県北広域振興局土木部水防隊に報告するものとする。

- ①堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- ②消防団が出動したとき。
- ③水防作業を開始したとき。

10.4.2 警戒、出動及び水防活動開始

水防管理者は、法第17条の規定による時、2.1に適合するとき、4.2、4.3.1及び6.1についての連絡等を受けたとき、または大雨のおそれがあり、出水が予想される等非常の場合、迅速に水防活動を実施するため、警戒態勢、消防団の出動、活動の段階等を「久慈市水防動員計画」に定める。

【久慈市水防動員計画 別表10-2】

- ① 水防管理者は、水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水し、警戒

の措置が必要と認められる場合は、即時活動開始できるよう消防団長に出動待機を命ずるものとし、分団長においては警戒、活動準備にあたるものとする。

- ② 水防開始の命令を受けた分団長は、最も迅速な方法を以って各団員を所定の配置に就かせ、直ちに2.3により水防活動を実施するものとする。
- ③ 各分団の水防担当区域においては、水防本部からの情報によるか、またはその地域の状況を判断して、分団長において出動及び水防活動を実施するものとする。
- ④ 分団長は、前項の状況、活動の大要を消防団長に報告し、後に文書をもって水防本部に報告するものとする。
- ⑤ 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなったと判断されるときは、水防管理者は消防団長に全域又は一部の任務を解除することができる。

10.5 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

10.5.1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は直ちに関係者（市民、久慈警察署、県北広域振興局水防隊及び隣接市町村）に通報するものとする。

10.5.2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者等及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.6 救助

堤防その他の施設が決壊し、または急激な増水による氾濫のため、人命に危険が切迫したときは、消防団長は直ちに人命救助を命じ、または分団長は事態が急を要するときは命令を待たずして直ちに人命救助に当たるものとする。

第11章 水防信号、優先通行標識等

11.1 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、岩手県水防計画第11章のとおりである。

【水防信号（昭和36年6月6日岩手県告示第437号） 別表11-1】

11.2 優先通行標識

法第18条における「標識」は、別表のとおりとする。

【優先通行標識 別表11-2】

11.3 身分証票

法第49条第2項における「身分証票」は、別表のとおりとする。

【身分証票 別表11-3】

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位）の提供（伝達方法については、「岩手県河川情報システム」（岩手県）、「川の防災情報」（国土交通省）及び「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページによる
- ② 重要水防箇所の手合点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

12.3 自衛隊の派遣要請

- ① 水防管理者は、洪水、津波又は高潮等に際しその被害が甚大であると予想され、水防管理団体のみでは災害を防止することができず、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

- ② 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡のいとまがなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が防衛大臣又はその指定部隊に対し、その旨及び災害の状況を通知できるものとする。

ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告しなければならない。

- ③ 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、市地域防災計画によるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

13.2 公用負担

13.2.1 資器材及び土地の使用、収用

水防倉庫に備えておく資材、器具等に不足を生じ、水防のためなお緊急に必要とする場合、水防管理者又は消防団長は、法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。

13.2.2 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者又は消防団長で、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、「公用負担命令権限証」を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

【公用負担命令権限証 別表13-1】

13.2.3 公用負担命令票

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずべき者に提出しなければならない。

【公用負担命令票 別表13-2】

第14章 水防報告等

水防活動を実施したときは、水防管理者は所定の期日までに次を記録した水防活動実施報告書を取りまとめ、県北広域振興局土木部長を経由して知事に報告するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲消防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第15章 水防訓練

水防訓練は情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか堤防破損・溢水、決壊、流出、高潮等を想定し、毎年1回以上なるべく出水期前に実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、津波災害のおそれのある区域の消防団は、津波避難訓練に参加しなければならない。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 洪水等対応

16.1.1 浸水想定区域の指定時の対応

水防管理者は、内水浸水想定区域の指定があった場合あるいは指定を行った場合及び、高潮浸水想定区域の指定があった場合は、法第15条第3項及び16.1.3等に基づく各世帯への情報提供等を行うものとする。

16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の物が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - (ウ) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

16.1.3 洪水・内水・高波ハザードマップ

市長は浸水想定区域の指定に基づき、市地域防災計画において定めた16.1.2①～⑤に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

16.1.4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

16.1.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

また、市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.2 津波対応

16.2.1 市地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

16.2.2 津波ハザードマップの作成・周知

市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事

項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

16.2.3 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第17章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、17.2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

17.2 水防協力団体の業務

- ① 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④ 水防に関する調査研究
- ⑤ 水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥ 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、第5章に示す水防訓練に参加するものとし、津波災害のおそれのある区域の水防協力団体は、津波避難訓練に参加するものとする。

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体の申請があった場合は、別表15-7を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、活動実施要領の内容を本計画に規定するものとする。

【水防協力団体指定要領及び関係様式（案） 別表17-1】

第18章 その他

18.1 水防功労者推薦

水防活動において、特に功労のあった個人または団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあつては水防管理者が、団体にあつては県北広域振興局土木部長が、知事に推薦することができる。

【水防功労者推薦様式 別表18-1】

18.2 公務災害補償

消防団員及び水防に従事した者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例(岩手県市町村総合事務組合共同処理事務)に定めるところにより補償するものとする。